

各位

ナ ノ キ ャ リ ア 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 中 冨 一 郎 (4571 東 証 マ ザ ー ズ) 問合せ先 取締役 CFO 兼社長室長 中塚琢磨 電 話 番 号 04-7197-7622

取締役(社外取締役含む)、監査役及び従業員に対する新株予約権(有償ストック・オプション)並びに従業員に対する新株予約権(無償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年8月19日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役(社外取締役含む)、監査役及び従業員に対し、第12回新株予約権(有償)を発行すること、及び当社従業員に対し、第13回新株予約権(無償)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 第12回新株予約権(有償)

A. 新株予約権発行の目的

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役含む)、監査役及び従業員に対して、有償にて第12回新株予約権(有償)(以下、「I.第12回新株予約権(有償)」において、「本新株予約権」といいます。)を発行するものであります。本新株予約権の総数は300,000株であり、本新株予約権の総数について引受け及び行使がなされた場合には、本日現在の発行済株式総数40,270,200株に対して最大で0.74%(本新株予約権と同時に発行することを決議いたしました後記「II.第13回新株予約権(無償)」に係る権利行使期間が到来したと仮定した場合、最大で0.81%)の希薄化が生じることとなります。

本新株予約権は、当社株価が所定の水準まで下落した場合には権利が消滅いたします。さらに、当 社株価終値が行使価額に200%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げ)を超えた場合には権利行 使が義務付けられますが、これは本新株予約権の付与が、役職員へのインセンティブだけでなく、株 主価値の継続的な向上を目的としていることから、当社株価が一定の水準に到達した場合は当社株式 を実際に取得させることにより、さらなる企業価値増大及び株価上昇に対するモチベーションを増加 するためのものであります。また、本新株予約権は有償発行であり、取得に当たり自己負担が生じる こととなります。

このように、本新株予約権の行使及び消滅条件としてダイレクトに株価条件を採用し、役職員に相応の自己負担を求めた理由は、当社役職員の株価への関心及び株価上昇のインセンティブを高め、当社の業績及び株価変動に伴うリスクを株主の皆様と共有することで、さらなる企業価値の向上につなげたいとの思いによるものであります。また当社は、研究開発の推進により企業価値を高め、積極的

な IR 活動により株式市場の適正な評価が得られるよう、全社一丸となって事業活動に取り組んでまいります。

- B. 新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の名称

ナノキャリア株式会社 第12回新株予約権

- 2. 新株予約権の内容及び数等
 - (1)新株予約権の数

3,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 300,000 株とし、下記「(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数」の記載に従い本新株予約権にかかる付与株式数(以下に定義する。)が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。なお、発行決議日(以下に定義する。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は2,500円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の 算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー (代表取締役:小幡治、住所:東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)に依 頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から 解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといっ た他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権 の行使の条件を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎 用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を 実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させ、将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社終値1,391円/株、株価変動率68.7%(年率)、配当利率0%(年率)、安全資産利子率0.1%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,460円/株、行使期間5年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている 算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額は本件算定価額と同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1,460円(本新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日(以下、「発行決議日」という)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下、「終値」という)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる))とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の 算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の 比率

また、割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行又は × 1株当りの払込金額既発行株式数 +処分株式数 × 又は処分金額1株当たりの時価

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 平成26年9月3日から平成31年9月2日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に200%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。
 - ② 本新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び本新株予約権の発行を決議した当社の取締役会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予 約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを下記 7. (1) に規定する行 使請求受付場所に提出するものとする。
 - ④ 新株予約権者は、前項の新株予約権行使請求書の提出とともに、行使請求する本新株予 約権の個数に本新株予約権1個当たりの行使価額を乗じた金額の全額を、現金にて下記 7.(2)に規定する行使払込取扱場所に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
 - ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を 超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ①当社は、新株予約権者またはその相続人が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式 の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる) を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書 承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしく は新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要 な場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途決定 する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。

(10) 企業再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び 数」に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案の上、上記「(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って 定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対 象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に 関する事項
 - 上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の行使の条件

議による承認を要するものとする。

- 上記「(6) 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑧新株予約権の譲渡制限 譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決
- ⑨新株予約権の取得事由 上記「(9) 新株予約権の取得事由」に準じて決定する。
- 3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数 当社取締役(社外取締役含む)、監査役及び従業員 44名 3,000 個

- 4. 新株予約権の割当日 平成26年9月3日
- 5. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭の払込期日 平成26年9月3日
- 6. 申込期日

平成 26 年9月1日

- 7. その他の募集事項
 - (1) 新株予約権の行使請求の受付場所(「行使請求受付場所」) 当社本店または当社が指定する場所
 - (2)新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所(「行使払込取扱場所」) 当社が後日指定する金融機関
 - (3) 新株予約権原簿の管理人 新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が 新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。
 - (4) 新株予約権の行使請求の方法
 - ①新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求 書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に本新株予約権行使に要する書類を 添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ②新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、 行使請求がなされた本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に 払い込まなければならない。
 - ③本項①号に基づき、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。
 - (5)新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請求 に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取 扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

(6)株式の交付方法

株式は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく当社から交付する。

(7)新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(8) 新株予約権者に対する通知

新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(9) 本発行要項の規定の修正

本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要な場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(10)発行要項の公示

当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

Ⅱ. 第13回新株予約権(無償)

A. 新株予約権発行の目的

当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の従業員に対し金 銭の払込みを要することなくストックオプションとして第13回新株予約権(無償)(以下、「II. 第13回新株 予約権(無償)」において、「本新株予約権」といいます。)を無償で発行するものであります。

B. 新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

ナノキャリア株式会社 第13回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数等

(1)新株予約権の数

245 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式24,500株とし、下記「(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数」の記載に従い本新株予約権にかかる付与株式数(以下に定義する。)が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。なお、本新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日(以下、「発行決議日」という)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権と引き換えに金銭を払込むことを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下、「終値」という)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる)とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の 算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

> 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の 比率

また、割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行又は × 1株当りの払込金額 既発行株式数 + 処分株式数 又は処分金額 1株当たりの時価

調整後 = 調整前 行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数+新規発行又は処分株式数

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成28年9月3日から平成33年9月2日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしく は従業員の地位にあることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても会社 の取締役会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。
- ②1年間(各年の1月1日から12月31日まで)に行使される本新株予約権の行使価額の合計額は、 1200万円を超えてはならないものとし、新株予約権者はその範囲内でのみ本新株予約権を行使 できるものとする。
- ③本新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び本新株予約権の発行を決議した当社の取締役会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。
- ④権利者は、租税特別措置法第 29 条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により 取得する株式については、金融商品取引業者等との間であらかじめ株式の振替口座簿への記載 もしくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託に関する取決めを締結するものとし、こ れに従って、当該株式の取得後直ちに、当社を通じて当該金融商品取引業者等の振替口座簿 に記載もしくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所もしくは事務所に保管の委 託もしくは管理等信託をしなければならないものとする。
- ⑤新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを下記5.(1)に規定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- ⑥新株予約権者は、前項の新株予約権行使請求書の提出とともに、行使請求する本新株予約権の個数に本新株予約権1個当たりの行使価額を乗じた金額の全額を、現金にて下記5.(2)に規定する行使払込取扱場所に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- ⑦本新株予約権の行使について租税特別措置法第29条の2に定める非課税措置の適用がされず、かつ、行使により受ける経済的利益に対して新株予約権者が所得税を課され、当該所得税について当社が源泉徴収義務を負う場合には、新株予約権者は、当社の請求に基づき、当社の指定する日時までに、当社の指定する銀行口座に現金にて源泉徴収税額を振り込むものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ①当社は、新株予約権者またはその相続人が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、(5)の行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。

(10) 企業再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び 数」に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案の上、上記「(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って 定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対 象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「(5)新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5)新株予約権を行使することができる期間」の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

- ⑦新株予約権の行使の条件
 - 上記「(6) 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑨新株予約権の取得事由
 - 上記「(9)新株予約権の取得事由」に準じて決定する。
- 3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数 当社従業員 6名 245 個
- 4. 新株予約権の割当日 平成26年9月3日
- 5. その他の募集事項
 - (1) 新株予約権の行使請求の受付場所(「行使請求受付場所」) 当社本店または当社が指定する場所
 - (2)新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所(「行使払込取扱場所」) 当社が後日指定する金融機関
 - (3)新株予約権原簿の管理人

新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。

- (4)新株予約権の行使請求の方法
- ①新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求 書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に本新株予約権行使に要する書類を

添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ②新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、 行使請求がなされた本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に 払い込まなければならない。
- ③本項①号に基づき、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。
- (5)新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請求 に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取 扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

(6)株式の交付方法

株式は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく当社から交付する。

(7)新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(8)新株予約権者に対する通知

新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により 行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(9) 本発行要項の規定の修正

本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要な場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。 読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(10)発行要項の公示

当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上